

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(周波数の範囲等)</p> <p>第五十九条 次の各号に掲げる通信設備は、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。</p> <p>一 電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第一項第一号に規定する電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）にあつては、一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数又は同条第二項第二号に規定する分電盤から負荷側において二Hzから三〇MHzまでの周波数を使用するものであること。</p> <p>二 （略）</p> <p>2 広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第二項第二号に規定する広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）であつて搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、搬送波が拡散される周波数の範囲が二MHzから三〇MHzまでの間になければならない。</p> <p>3 電力線搬送通信設備の送信設備（特殊な装置のものを除く。）の高周波出力は、一〇ワット以下でなければならない。</p> <p>(周波数の許容偏差)</p> <p>第五十九条の二 電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備から発射される周波数の許容偏差は、千分の一とする。ただし、総務大臣がこの数値を特に緩和する必要があると認めた設備の種類、使用周波数及び数値については、</p>	<p>(周波数の範囲等)</p> <p>第五十九条 次の各号に掲げる通信設備は、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。</p> <p>一 電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第一項第一号に規定する電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）にあつては、一〇kHzから四五〇kHzまで又は屋内において二MHzから三〇MHzまでの周波数を使用するものであること。</p> <p>二 （略）</p> <p>2 二MHzから三〇MHzまでの周波数を使用する電力線搬送通信設備であつて搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、搬送波が拡散される周波数の範囲が二MHzから三〇MHzまでの間になければならない。</p> <p>3 電力線搬送通信設備の送信設備（特殊な装置のものを除く。）の高周波出力は、一〇ワット以下でなければならない。</p> <p>(周波数の許容偏差)</p> <p>第五十九条の二 電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備から発射される周波数の許容偏差は、千分の一とする。ただし、総務大臣がこの数値を特に緩和する必要があると認めた設備の種類、使用周波数及び数値については、</p>

別に定める。

(漏えい電界強度等の許容値)

第六十条 電力線搬送通信設備は、次の各号に適合するものでなければならぬ。ただし、第五十九条第一項ただし書の総務大臣が別に告示するものについては、適用しない。

一一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数を使用するものであつて、電力線に通ずる高周波電流の搬送波による電界強度は、その送信設備から一キロメートル以上離れ、かつ、電力線から $\lambda/2\pi$ (λ は搬送波の波長をメートルで表したものとし、 π は円周率とする。以下同じ。) の距離において毎メートル五〇〇マイクロボルト以下でなければならない。

二 広帯域電力線搬送通信設備は、次のとおりであること。

- (1) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(四)までの各表に定める値以下であること。ただし、通信線又はそれに相当する部分が一の筐体内に収容されている場合は、(三)の規定を適用しない。

		周 波 数 带		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
		準 尖 頭 値	平 均 値		
二MHzを超え一五MHz未	下 kHz未満	一五〇kHz以上五〇〇	三六デシベルから二	二六デシベルから一	二〇デシベル（屋内）
五〇〇kHz以上二MHz以	五〇〇kHz以上二MHz以	六デシベルまで ※	六デシベルまで ※	二六デシベル	一〇デシベル（屋内）

別に定める。

(漏えい電界強度等の許容値)

第六十条 電力線搬送通信設備は、次の各号に適合するものでなければならぬ。ただし、第五十九条第一項ただし書の総務大臣が別に告示するものについては、適用しない。

一一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数を使用するものであつて、電力線に通ずる高周波電流の搬送波による電界強度は、その送信設備から一キロメートル以上離れ、かつ、電力線から $\lambda/2\pi$ (λ は搬送波の波長をメートルで表したものとし、 π は円周率とする。以下同じ。) の距離において毎メートル五〇〇マイクロボルト以下でなければならない。

二 二MHzから三〇MHzまでの周波数を使用するものは、次のとおりであること。

- (1) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること。

		周 波 数 带		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
		準 尖 頭 値	平 均 値		
二MHzを超え一五MHz未	下 kHz未満	一五〇kHz以上五〇〇	三六デシベルから二	二六デシベルから一	三〇デシベル
五〇〇kHz以上二MHz以	五〇〇kHz以上二MHz以	六デシベルまで ※	六デシベルまで ※	二六デシベル	一〇デシベル

(二)

非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧

周 波 数 帯		許容値（一マイクロボルトを○デシベルとする。）	準 尖 頭 値	平 均 値
kHz 未満	一五〇 kHz 以上五〇〇			
下	五〇〇 kHz 以上五 MHz 以	六六デシベルから五 六デシベルまで	六六デシベルから四 六デシベルまで	五六デシベルから四 六デシベルまで
下	五 MHz を超える三〇 MHz 以	六〇デシベル	五六デシベル	四五デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対しても直線的に減少した値とする。

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二)

非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧

下	一五 MHz 以上三〇 MHz 以	二〇デシベル（屋内）	三〇デシベル	信設備をいう。以下同じ。）にあつては、	信設備（施行規則第号(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、	満
下	一五 MHz 以上三〇 MHz 以	〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、一〇デシベル）	〇デシベル	設備にあつては、一〇デシベル	信設備にあつては、	信設備（施行規則第号(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二)

非通信状態における伝導妨害波の電圧

下	一五 MHz 以上三〇 MHz 以	二〇デシベル	一〇デシベル	満
下	一五 MHz 以上三〇 MHz 以	二〇デシベル	一〇デシベル	

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(三) 通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流

周 波 数 帯	許容値（一マイクロアンペアを○デシベルとする。）	
	準 尖 頭 値	平 均 値
一五〇 kHz 以上五〇〇 kHz 未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで	三〇デシベルから二〇デシベルまで
五〇〇 kHz を超え三〇 MHz 以下	※	※
MHz 以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対しても直線的に減少した値とする。

(四)

放射妨害波の電界強度

周 波 数 帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを○デシベルとする。）
三〇 MHz 以上二三〇 MHz 以下	三〇デシベル
二三〇 MHz を超え一、〇〇〇 MHz 以下	三七デシベル

(2) (1)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度

の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(三)

放射妨害波の電界強度

周 波 数 帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを○デシベルとする。）
三〇 MHz 以上二三〇 MHz 以下	三〇デシベル
二三〇 MHz を超え一、〇〇〇 MHz 以下	三七デシベル

(2) (1)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度

の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

第六十二条 電力線搬送通信設備（広帯域電力線搬送通信設備を除く。）及び誘導式通信設備から発射される高調波、低調波又は寄生発射の強度は、

搬送波に対しても三〇デシベル以上低くなければならない。

第六十二条 電力線搬送通信設備（第六十条第二号の規定の適用を受けるもの）を除く。第六十三条において同じ。）及び誘導式通信設備から発射される高調波、低調波又は寄生発射の強度は、搬送波に対しても三〇デシベル以上低くなければならない。

(電力線搬送通信設備の条件)

第六十三条 電力線搬送通信設備(広帯域電力線搬送通信設備を除く。)は、電力線に通ずる高周波電流によつて他の通信設備に混信を与えないよう次の各号に適合していなければならない。

一 高周波電流を通ずる電力線の分岐点には、伝送特性の必要に応じ塞流線輪を入れること。

二 高周波電流を通ずる電力線の経路は、その附近に他の各種線路及び無線設備が少ないよう定めること。

(電力線搬送通信設備の条件)

第六十三条 電力線搬送通信設備は、電力線に通ずる高周波電流によつて他の通信設備に混信を与えないよう次の各号に適合していなければならない。

一 高周波電流を通ずる電力線の分岐点には、伝送特性の必要に応じ塞流線輪を入れること。

二 高周波電流を通ずる電力線の経路は、その附近に他の各種線路及び無線設備が少いよう定めること。